

3. 損傷度の評価と対策

損傷度の評価のうち、『腐食』、『ひびわれ』、『床版ひびわれ』は「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」、「Ⅳ」、「Ⅴ」及び「緊急性有」の6段階とする。その他は「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」及び「緊急性有」の4段階とする。

また、対策は部材の重要性、及び損傷の進行状況等により標準的な対策を決定しているが、必要に応じて変更できることとする。

1) 損傷度の評価

定期点検は、橋りょうの部材ごとに損傷状況を定量的に評価するために行う。

損傷度の評価のうち『腐食』、『ひびわれ』、『床版ひびわれ』は、(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、緊急性有)の6段階とし、その他は(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、緊急性有)の4段階とする。

2) 橋りょうの損傷に対する対策

定期点検をした後、部材の重要性や損傷の進行状況、環境条件などの諸条件を総合的に評価し、部材又は部位ごとに損傷度を評価し、標準的な対策内容を決めている。なお、これにより難しい場合は必要に応じて別途考慮し変更できることとする。

損傷度の評価と対策

| 損傷度の評価 | | | | 対 策 |
|----------|------|--------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 腐食 | ひびわれ | 床版ひびわれ | その他 | |
| Ⅰ | Ⅰ | Ⅰ | Ⅰ | 定期点検の結果、損傷が認められない。 |
| Ⅱ | Ⅱ | Ⅱ | Ⅱ | 損傷が小さいため、経過観察(注1)を行う必要がある。 (必要に応じて、追跡調査を行う。) |
| Ⅲ～Ⅴ | Ⅲ～Ⅴ | Ⅲ～Ⅴ | Ⅲ | 損傷が大きいため、対策検討する必要がある。 (必要に応じて、詳細調査(注3)を行う。)なお、損傷は小さいが、将来損傷が進行して安全性を損なわれると判断できる場合は追跡調査(注2)をする必要がある。 |
| 緊急性有(注4) | | | | 損傷が著しく、構造上または交通障害や第三者等への被害の恐れが懸念され、緊急対応の必要がある。 |

注1) 経過観察とは、定期点検（5年）の間隔で損傷の経時的な変化を確認するものである。

注2) 追跡調査とは、定期点検（5年）より短い間隔で調査を実施し、損傷の経時的な変化を確認するものである。

注3) 詳細調査とは、補修等の必要性の判定を行うに当たって原因の特定など詳細な調査が必要な場合に実施するもので、適切な時期に実施されることとなる。詳細調査を実施した場合は、その結果を踏まえて対策区分の再判定を行う。

注4) 損傷区分「緊急性有」は、道路管理者が周匝の状況を総合的に判断して判定する。

以下に損傷度の評価「緊急性有」の事例を参考として示す。

- ・上部工、下部工の著しい損傷により、落橋の恐れがある場合。
- ・伸縮装置の著しい変形により通行車両がパンク等により運転を誤る恐れがある場合。
- ・地覆、高欄、床版等からコンクリート塊等が落下し、路下の通行人通行車両に危害を与える恐れがある場合。
- ・落橋防止装置の損傷、桁の異常な移動により落橋の恐れがある場合。
- ・床版の著しい損傷により、路面の陥没の恐れがある場合。
- ・桁あるいは点検路等から異常音が発生しており、周辺住民に悪影響を与えていると考えられる場合。
- ・車両の衝突により、高欄が著しく変形又は破損し、通行車両の転落の恐れがある場合。